NO.380
2017.5.15
ローカルパーティ情報紙
神奈川ネット
1991年1月22日第三種郵便物認可毎月1回15日定期発行
神奈川ネットワーク運動
〒231-0006
横浜市中区南仲通4-40南山ビル2F
TEL:045-651-2011
FAX:045-651-2081
定価／1部100円（毎月発行）
URL http://kanagawanet.org/

生活困窮者自立支援法
制度の見直しと充実に向けて

2015年4月にスタートした生活困窮者自立支援法は、今年度中の法改正を見据え、昨年10月から厚生労働省の「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」で、検討が重ねられてきました。

生活困窮からの脱却は進んだのか

生活困窮者自立支援法に基づきこの2年間に全国で新規の相談者は45万人、プラン作成により支援をした人は約12万人、902の自治体で自立相談支援の窓口が展開されています。SOSを発せない人をいかに制度につなげていくのか、また、生活保護制度との連携や、子どもの貧困、高齢困窮者への支援も課題となっています。

■新規相談者の状況（本人の抱える課題）

	%
経済的困窮	45.7
就職活動困難	23.7
病気	20.9
家族関係・家族の問題	16.6
住まい不安定	16.3
その他メンタルヘルスの課題（うつ・不眠・不安・依存度・適応障害など）	14.9
家計管理の課題	12.2
就職定着困難	11.1
（多重・過重）債務	11.0

主な課題を抜粋

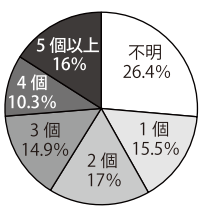

出典：「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理のための検討会資料より」抜粋

論点整理では、「プラン作成率が目安値の5割に満たない自治体が7割を占めている」との報告がありました。複合的な課題を抱え、相談が難しい人、支援につながりにくい人へのアプローチの必要性も指摘されています。さらに、「就労準備、家計相談、一時生活支援、学習支援」事業(*)の推進など、論点整理の中で抽出された課題に向き合い、制度に位置付けられたプログラムを着実に推進する体制を整える必要があります。

神奈川県における任意事業の実施状況

子どもの学習支援事業は、逗子市、三浦市、海老名市、大和市を除く15市と14町村をカバーして実施されています。就労に関する相談が数多く寄せられているにも関わらず、就労準備支援事業の実施状況は低調です。一時生活支援事業も3政令市での実施に止まります。生活困窮者自立支援法施行前には、神奈川県もホームレス対策事業を実施していましたが、新制度施行と共にこの制度は廃止され、各市の取り組みも進まず、ホームレス対策は宙に浮いた状態です。愛媛県のように県内一円を対象に一時生活支援事業を実施している事例もあります。改めて県の役割が問われます。

就労を進めるために

就労準備支援事業や就労訓練事業の受け皿となる企業は増えていません。受け入れ事業所が少ないために、これらの事業が基礎自治体内で完結しないこともあります。厚生労働省は「事業所への財政的支援だけでなく技術的支援も必要、企業支援の在り方を検討していく」としています。横浜市は「就労訓練事業支援センター」を設置、事業所開拓や支援、利用者とのマッチングやアセスメントなどを行っています。各自治体の訓練事業が進まない中、都道府県はこうした中間支援組織の役割を担うべきです。今後、国では、社会保障審議会に部会を設置し、論点整理を踏まえた生活困窮者自立支援法の見直しについて検討されます。部会の議論を注視しながら引き続き政策提案に取り組みます。

■任意事業の実施状況(2017年月現在)
実施自治体：○

			就労準備支援	家計相談支援	一時生活支援	子どもの学習支援
政令市3 中核市1 一般市15 (計19市)		横浜市	○	○	○	○
		川崎市	○		○	○
		相模原市	○	○	○	○
		横須賀市	○	○		○
		平塚市				○
		鎌倉市				○
		藤沢市	○	○		○
		小田原市				○
		茅ヶ崎市				○
		逗子市		○		
		三浦市				
		秦野市				○
		厚木市	○			○
		大和市				
		伊勢原市				○
		海老名市				
		座間市	○	○		○
		南足柄市				○
		綾瀬市				○
県が所管する保険福祉事務所 (14町村)	鎌倉保険福祉事務所	葉山町				○
	茅ヶ崎支所	寒川町				○
	平塚保険福祉事務所	大磯町				○
		二宮町				
	足柄上センター	中井町	○			○
		大井町				
		松田町				
		山北町				
		開成町				
	小田原保険福祉事務所	箱根町				○
		真鶴町				
		湯河原町				
	厚木保険事務所	愛川町				○
		清川村				

(*)任意事業
●就労準備支援事業：就労に必要な訓練を、日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する
●一時生活支援事業：住居のない人に対して、一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う
●家計相談支援事業：家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う
●子どもの学習支援事業：子供に対して、学習支援や保護者への進学助言等を行う。各市(町村部については神奈川県)が実施主体となる

就労準備支援事業に取り組む NPO法人ワーカーズ・コレクティブ協会

▲4月14日、「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理」について、NPO法人ワーカーズ・コレクティブ協会とともに、厚生労働省（社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室）と意見交換しました。

ワーカーズ・コレクティブ協会は、横浜市からの委託を受けて生活困窮者自立支援法の任意事業「就労準備支援事業」を実施しています。

市民社会チャレンジ基金で応援した「就労準備講座」でも、「引きこもっていた経験がある、何もした事がない、何ができるわからない」など、実習に通うことが厳しいと思われる利用者に対して実施、「家から出る、通う、時間通り起きる、きちんと食べて体調管理に気をつける」などのプログラムが展開されています。国の検討会では、就労準備支援事業の効果について「利用者は着実にステップアップしている」との評価がある一方で「利用すべきだが利用していない、利用したいが利用できないケースが存在している」との指摘もあります。また、支援の現場には、任意事業の位置付けである就労準備支援事業を必須事業とすべきとの意見があります。神奈川ネットは、今後も現場と繋がり、制度の見直しに向けて、共に政策提案に取り組みます。

就労準備支援事業 実習先職種一覧

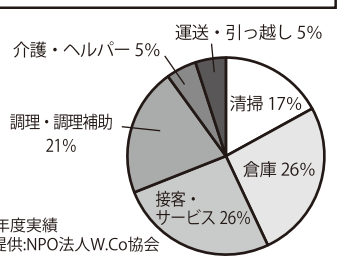

2016年度実績
資料提供:NPO法人W.Co協会

視点
生活に根差した憲法論議を

市民による人間の安全保障研究会 座長
岩本 香苗（ネットさがみはら）

今年に入り、北朝鮮は弾道ミサイル発射を繰り返しています。それに対し、米国は原子力空母カール・ビンソンを日本海から朝鮮半島沖へと展開し、北朝鮮への牽制を強めています。この機に稲田防衛相は、安保関連法によって可能となった自衛隊の新任務「米艦防護」を発令し、日米連携をアピール。横須賀基地を出港した護衛艦「いずも」は、2016年3月の法施行後初の任務に就くこととなりました。安保関連法の実体化は進み、改憲に向けた既成事実も積み上げられ、平和主義、立憲主義が揺らいでいます。

北朝鮮の相次ぐ弾道ミサイル発射は看過出来るものではありません。しかし、米軍と一体となって、軍事力による牽制を強めることが北朝鮮の暴挙を収めることには繋がらないばかりか、むしろ緊張を高める結果となっています。

安倍首相は、日本国憲法施行70周年を迎えた5月3日、2020年の新憲法施行をめざすと改憲の具体的目標時期に言及しました。本来、最優先されるべきは国民的議論です。まずは、現憲法で掲げた国際平和主義の理念に基づき、世界の国々と核軍縮の取り組みを進めることや隣国との関係性の修復など、外交努力に徹することが必要です。

私たちは、あらためて、暮らしの中から人権や平和に向き合い、格差や貧困に起因する紛争やテロなど、国際社会が晒されている様々な問題にも目を向け、政治権力の暴走を許すことなく、第2の基地県神奈川から平和の取り組みを強めていきます。

お知らせ 市民の生活・活動 法律相談 を行っています
◎相談日時：毎月第3水曜日　13:00～15:00 相談時間約30分　◎料金：無料
◎問い合わせ先：神奈川ネット事務局　TEL：045-651-2011